

最初に入居可能条件を確認してください

公営住宅に申込みには、以下の条件を満たしていなければなりません。

1. 同居する親族がいること

(結婚予定者も含まれます。結婚証明書が必要です)

単身で60歳以上の方は、身体障がい・精神障がい・療育手帳を有する方・配偶者からの暴力(DV)被害者の方などが申込可能です(詳しくは問合せください。)

2. 入居する家族全員の月収が一般世帯は158,000円以下、[※]裁量世帯は214,000円以下であること。

3. 住宅に困窮していることが明らかであること

4. 税や国保料(税)などに滞納が無いこと

【入居できない方】

① イヌやネコ等のペットを飼育する方

【入居審査で許可されない方】

① 持ち家のある方

② 近所の方々と円満な共同生活をおくることのできない方

③ 常時介護を要する方で介護者のいない方

④ 自治会で決められたことに協力できない方

※入居決定した場合に連帯保証人と連名で請書(契約書)を提出していただきます。連帯保証人は町税、国保料など滞納していない方をお願いします。

家賃を3カ月以上滞納した場合は、連帯保証人から徴収することがあります。

家賃を滞納した場合は、厳しく対応させていただきます。

公営住宅に申込みのできる所得基準にかかる月収の算出方法

次の方法で月収を算出し一般世帯は158,000円以下、裁量世帯は214,000円であればお申込み戴くことができます。

1. ■総所得額の算出方法■

次の給与所得の算出表に照らし、世帯の中で収入のある方それぞれの『所得金額』を次の表から算出し、その合計の世帯の『総所得額』を算出します。※年金所得は別計算になります。

ただし、以下の収入は所得には含まれません

・遺族年金(恩給)・障害年金・労災年金・退職所得・譲渡所得・生活保護法による扶助費・雇用保険・労災保険・休業補償金・仕送り・児童手当

○現時点における実際の年間収入額を基に計算します。

毎年1月末までに発行される源泉徴収票の給与・賞与の支払額などで役場で証明される所得課税証明書で確認します。

※最近、転職等をされた場合は直近年受けた給与額や、今後の見込額などを会社など勤務先の照明が必要です。

給与所得の算出

年収総額区分(円)	所得額の算出計算式	所得金額
0 ~ 650,999		0 円
651,000 ~ 1,618,999	年収額 - 650,000 =	円
1,619,000 ~ 1,619,999		969,000 円
1,620,000 ~ 1,621,999		970,000 円
1,622,000 ~ 1,623,999		972,000 円
1,624,000 ~ 1,627,999		974,000 円
1,628,000 ~ 1,799,999	年収額(注) × 0.6 =	円
1,800,000 ~ 3,599,999	年収額(注) × 0.7 - 180,000 =	円
3,600,000 ~ 6,599,999	年収額(注) × 0.8 - 540,000 =	円
6,600,000 ~ 9,999,999	年収額 × 0.9 - 1,200,000 =	円
10,000,000 ~	年収額 × 0.95 - 1,700,000 =	円

※年収額(注)は千円単位で4で割切れる額とする。

例: 3,441,777 → 3,440,000 × 0.7 - 180,000 = 2,228,000 円

3,739,650 → 3,736,000 × 0.8 - 540,000 = 2,448,000 円

2. ■控除金額の算出方法■ 次の表中で該当する『控除金額』の合計を算出します。

控除金額早見表

控除対象者		控除額(1人につき)	人数	控除金額
扶養親族 (同居・遠隔)	・同居している親族	38万円	人	円
	・同居していない扶養親族			
特定扶養親族	上記のうち年齢16歳以上23歳未満で所得38万円以下の者	20万円	人	円
老人控除配偶者 老人扶養親族	上記のうち年齢70歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族	10万円	人	円
障がい者	普通 本人あるいは同居親族又は扶養親族で身体障害者手帳の交付を受けている者 (このうち1級又は2級の者は特別障害者)	27万円	人	円
	特別 など	40万円	人	円
寡婦(夫)	1) 夫と死別、離別した後婚姻をしていない者で扶養親族又は生計を一にする所得38万円以下の子を有する者 2) 夫と死別した後婚姻をしていない者で所得500万円以下の者 3) 妻と死別、離別した後婚姻をしていない者で生計を一にする所得38万円以下の子を有し所得500万円以下の者	所得が控除額未満の時は、その所得金額を控除 27万円	人	円

3. ■月収の算出方法■

上記1 で算出した世帯の『総所得額』から 2 で算出した『控除金額』の合計を引き、
12(ヶ月)で割ります。 $\text{月収} = (1 \text{ 総所得額} - 2 \text{ 控除金額}) \div 12$

その金額が、一般世帯は158,000円以下、裁量世帯は214,000円以下であれば入居申込み可能となります。

※家族のなかで収入がある方が一人の場合は、次の早見表で確認してみてください。

早見表	区分	収入基準(月額)	扶養親族(遠隔地扶養親族を含む)					円
			0人	1人	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	158,000以下	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
裁量世帯	214,000以下	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999	

注) ※裁量世帯とは…

1) 入居者が60歳(平成 21 年 4 月 1 日現在)以上で、かつ同居者がいずれも60歳以上または 18 歳未満の世帯。

なお、60歳以上の単身の方も該当します。

(平成 18 年 4 月 1 日より、60 歳に変更となりましたが経過措置により 10 年かけて 60 歳へ移行します。)

2) 同居者に、小学校就学前の方がいる世帯。

3) 入居者または、同居者に次のいずれかに該当する方のいる世帯。

a. 障害者基本法第 2 条に規定する障害のある方。

(身体障害者手帳 1~4 級、精神障害者手帳 1~2 級、療育手帳 A 判定・B 判定(中度))

b. 戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法で定められる程度の方。

c. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

d. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方

e. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等。

注) ※公的年金所得の算出方法

年齢	年金支給額区分(円)	所得額の算出計算式	所得金額
満 65 歳 未 満	0 ~ 700,000		0 円
	700,001 ~ 1,300,000	支給額 - 700,000 =	円
	1,300,001 ~ 4,100,000	支給額 × 0.75 - 375,000 =	円
	4,100,001 ~ 7,700,000	支給額 × 0.85 - 785,000 =	円
	7,700,001 ~	支給額 × 0.95 - 1,555,000 =	円
満 65 歳 以 上	0 ~ 1,200,000		0 円
	1,200,001 ~ 3,300,000	支給額 - 1,200,000 =	円
	3,300,001 ~ 4,100,000	支給額 × 0.75 - 375,000 =	円
	4,100,001 ~ 7,700,000	支給額 × 0.85 - 785,000 =	円
	7,700,001 ~	支給額 × 0.95 - 1,555,000 =	円